

証券コード 4319
2025年12月1日

株 主 各 位

東京都千代田区神田三崎町三丁目2番18号

 **TAC** TAC株式会社

代表取締役社長 多 田 敏 男

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決され、2025年12月23日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）2,198,500株を1株に併合することといたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、次のとおり変更することといたしました。

- ①第1号議案に係る株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は32株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ②本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、当社定款第8条（単元株式数）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。
- ③本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は株式会社JPEC（以下「公開買付者」といいます。）及び株式会社ヒロエクスプレスのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第11条（招集）を変更し、当社定款第12条（基準日）及び第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

以 上

株式併合及び単元株式数変更について

当社は、本臨時株主総会において、2025年12月23日をもって当社株式2,198,500株を1株に併合し、単元株式数の定めを廃止することといたしました。

なお、本株式併合及び単元株式数の定めを廃止に伴う株主様による特段のお手続の必要はございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定にしたがって売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。

当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が2025年8月7日から2025年9月19日までを買付け等の期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である350円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

なお、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026年3月中旬から同年4月中旬までを目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

2025年12月18日（予定）	当社株式の最終売買日
2025年12月19日（予定）	当社株式の上場廃止日
2025年12月23日（予定）	本株式併合の効力発生日
2026年3月中旬～4月中旬（予定）	端数株式相当分の売却代金の交付

以上